

# 鳴瀬川水系河川整備計画【変更素案】に対する関係住民の方々からの意見聴取実施結果

平成24年11月13日

国土交通省 東北地方整備局

# 1. パブリックコメントの実施結果

## ◆はがき・メール等による意見募集 (平成24年9月15日～平成24年10月14日)

	集計件数	意見数
はがき 等投函	24件	26件
メール	0件	0件
F A X	0件	0件
合 計	24件	26件

## ◆ホームページアクセス件数

9/15～10/14間

のアクセス件数 : 90件

## ◆意見を聴く会の開催(平成24年10月12日)

開催場所	日時	参加者数	発言者数	意見数
小野市民センター	10月12日(金) 18:30～19:50	36人	9人	12件

## ◆「地域の方々の意見を聴く会」の開催状況



小野市民センター

## 2. 意見の整理

鳴瀬川水系河川整備計画【変更素案】（以下、「素案」という）に関する「地域の方々の意見を聴く会」及び「素案の縦覧による意見募集」において、地域の方々から様々な意見を頂きました。意見聴取の集計にあたっては、選択式回答と記入式回答等の2通りの回答方式毎に整理をしました。

### ◆意見等のとりまとめ手順

#### ① 選択式回答



選択回答の結果整理



整備計画への傾向把握

※意見ハガキ・メール等による選択式回答

#### ② 記入式回答等



意見を治水・利水・環境等に分類  
意見内容毎に細分化し整理



意見に対する考え方を整理  
(整備計画も必要に応じて修正)

※意見ハガキ・メール等による記入式回答  
※地域の方々の意見を聴く会による意見

### 3. 選択式回答の整理 (1/3)

#### ◆ 質問内容と有効回答数[選択回答]

- ・鳴瀬川水系河川整備計画(変更素案)に記載した、主に河口部の河川整備について、(1)~(5)の項目を設定。
- ・質問A:(1)~(5)の項目毎に適切~不適切の5段階で評価。
- ・質問B:評価した点について質問。

有効回答数:24件

はがき・メール等において設定した選択式意見募集の内容

1.東北地方太平洋沖地震及びそれに伴う津波の被害を踏まえ、河口域を主とした河川整備について、あなたはどのように考えますか。(1)~(5)までのそれぞれの項目について、A、Bの設問にお答えください。

- (1) 洪水・高潮・津波・地震に対応した堤防の整備
- (2) 流水の適正な管理
- (3) 河川管理施設や観測施設の機能強化
- (4) 河口周辺の河川環境のモニタリング
- (5) 防災教育への支援や震災経験の伝承

質問A. それぞれの項目について、あなたはどのように考えますか?

①適切 ②ほぼ適切 ③普通 ④やや不適切 ⑤不適切

質問B. Aの理由として、どのような点を評価しましたか?

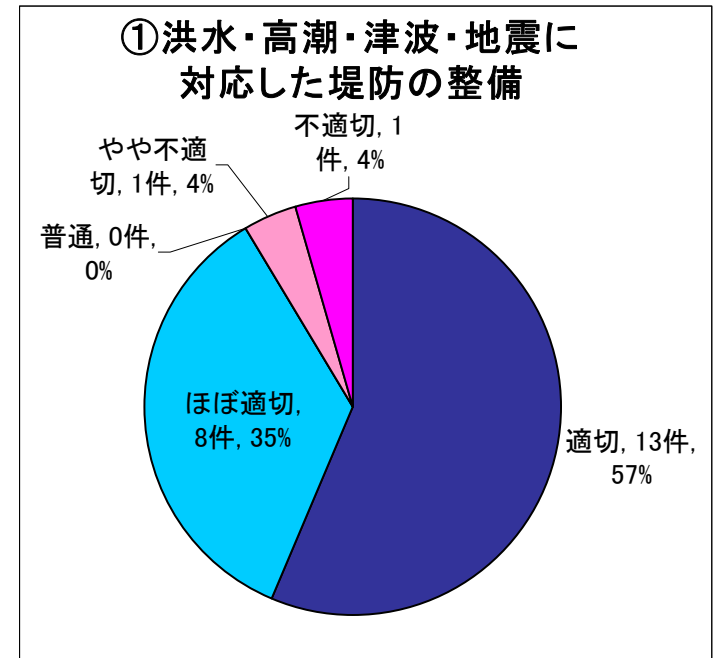
①実施効果 ②実施メニュー ③その他 ※ ( )へ具体的に記入

#### ◆ 集計結果[選択回答]

①洪水・高潮・津波・地震に対応した堤防の整備  
適切 :92%(21件:適切、ほぼ適切と回答した件数)  
普通 :0%(0件:普通と回答した件数)  
不適切:8%(2件:やや不適切、不適切と回答した件数)

【不適切と回答した方の主な理由:質問Bの回答】

- ・実施効果 :2件
- ・実施メニュー :0件
- ・その他 :0件



### 3. 選択式回答の整理 (2/3)

#### ◆集計結果[選択回答]

##### ②流水の適正な管理

適切 :72%(16件:適切、ほぼ適切と回答した件数)

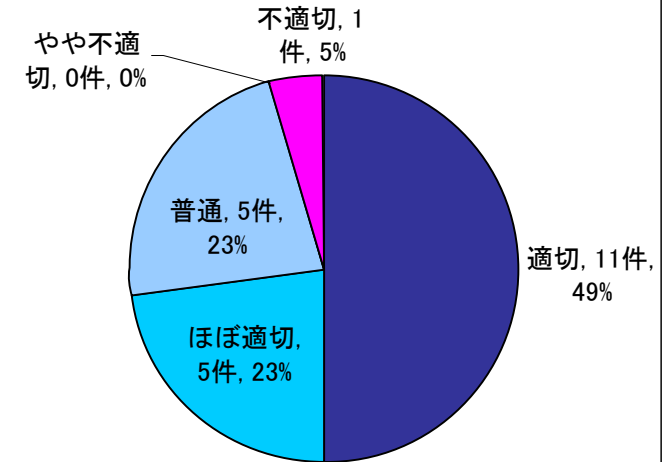
普通 :23%(5件:普通と回答した件数)

不適切: 5%(1件:やや不適切、不適切と回答した件数)

##### 【不適切と回答した方の主な理由:質問Bの回答】

- ・実施効果 :1件
- ・実施メニュー :0件
- ・その他 :0件

##### ②流水の適正な管理



##### ③河川管理施設や観測施設の機能強化

適切 :74%(17件:適切、ほぼ適切と回答した件数)

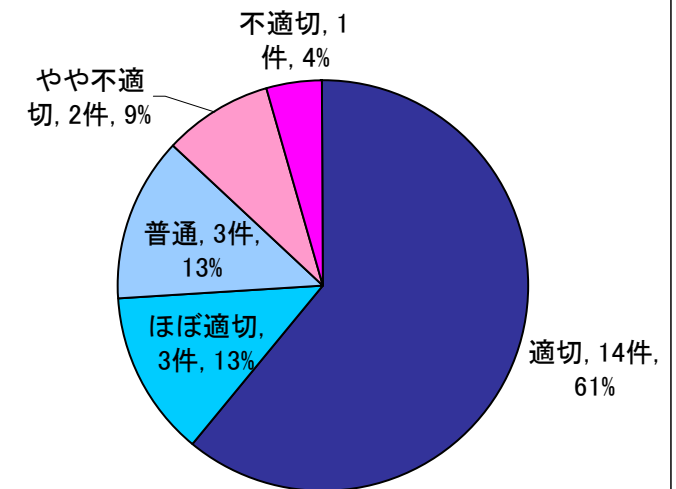
普通 :13%(3件:普通と回答した件数)

不適切:13%(3件:やや不適切、不適切と回答した件数)

##### 【不適切と回答した方の主な理由:質問Bの回答】

- ・実施効果 :1件
  - ・実施メニュー :1件
  - ・その他 :1件
- 具体的な理由(従来通りでよい。災害時停電時作動?)

##### ③河川管理施設や観測施設の機能強化



### 3. 選択式回答の整理 (3/3)

#### ◆集計結果[選択回答]

##### ④河口周辺の河川環境のモニタリング

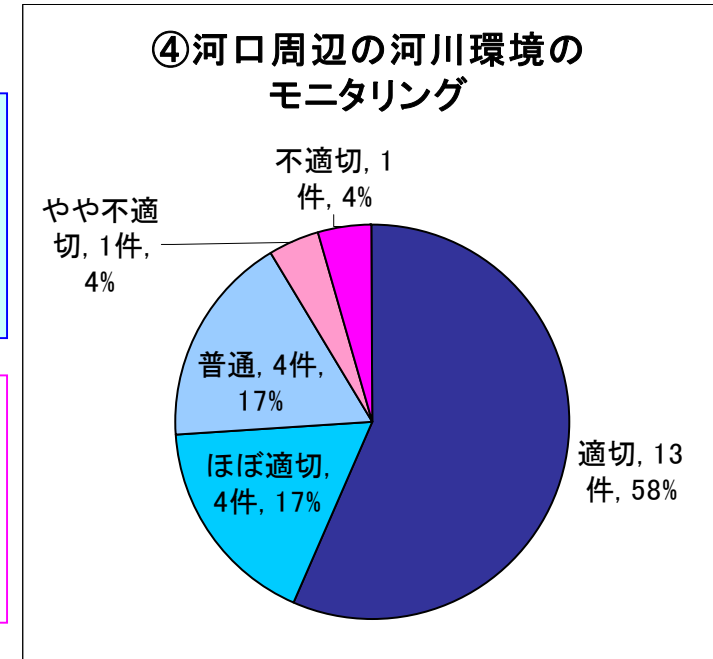
**適切** :75%(17件:適切、ほぼ適切と回答した件数)

**普通** :17%(4件:普通と回答した件数)

**不適切**: 8%(2件:やや不適切、不適切と回答した件数)

##### 【不適切と回答した方の主な理由:質問Bの回答】

- ・実施効果 :0件
  - ・実施メニュー :1件
  - ・その他 :1件
- 具体的な理由(モニタリング以前の問題)



##### ⑤防災教育への支援や震災経験の伝承

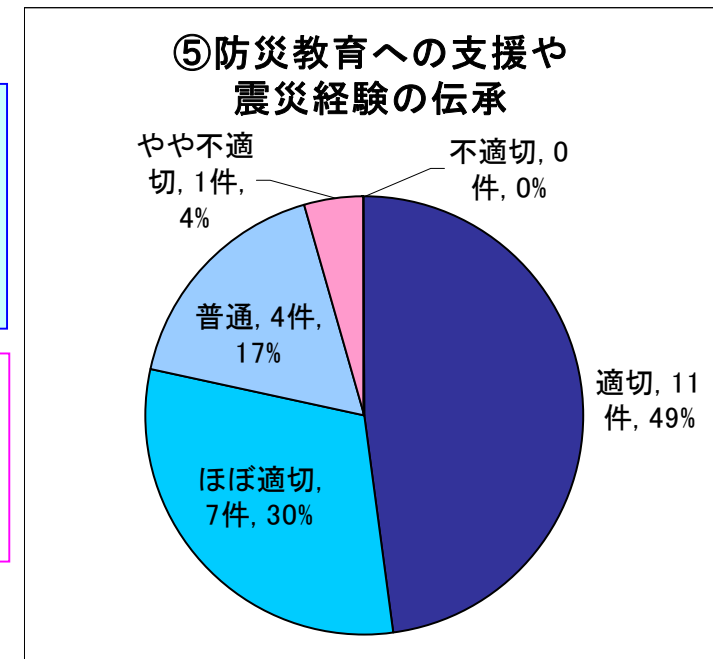
**適切** :79%(18件:適切、ほぼ適切と回答した件数)

**普通** :17%(4件:普通と回答した件数)

**不適切**: 4%(1件:やや不適切、不適切と回答した件数)

##### 【不適切と回答した方の主な理由:質問Bの回答】

- ・実施効果 :0件
- ・実施メニュー :1件
- ・その他 :0件



## 4. 記入式回答等の整理

### 4.1 ご意見等の集計(P. 20~P. 22)

意見を聴く会での発言や意見ハガキ等で記入いただいた意見については、1人の方から複数の意見が出されている場合は、それぞれ単独のご意見として集計しました。

### 4.2 ご意見等のとりまとめ(P. 7)

4.1のご意見について、内容毎に分類、整理しました。また、分類した意見について、同様の意見が複数ある場合は、代表的な意見を抽出しました。

(具体的な整備内容等に関する意見については、今後の実施にあたっての参考として整理させていただきました。)

### 4.3 東北地方整備局の考え方(P. 8~P. 19)

4.2で整理した項目毎に、意見に対する東北地方整備局の考え方をお示しするとともに、ご意見を踏まえ、関連する意見項目の記載内容が不十分と思われる箇所については、河川整備計画に反映しました。

## 5. 意見のとりまとめ結果

いただいたご意見及びご質問を分類すると、以下のとおりとなりました。  
意見数は全部で38件あり、意見分類は9分類となりました。

項目	意見分類(9分類)	意見総数	合計
【全般】	①河川整備計画全般	4	4
【治水】 治水に関する目標	②河口部の堤防整備の考え方	8	12
	③堤防の耐震対策	2	
	④その他(治水)	2	
【利水・環境】 利水・環境に関する目標	⑤人と河川とのふれあいの場の整備	5	5
【維持管理】 維持管理に関する目標	⑥河口部の維持管理	8	17
	⑦河川空間の維持管理	3	
	⑧水門等の操作に関する防災危機管理	3	
	⑨防災教育・震災経験の伝承	3	
合 計		38	



## ◆項目:全般 意見分類: ①河川整備計画全般

- ①安心して生活するための地域づくりに必要な整備計画だと思います。
- ②川や水は住民に密接に関係しており、国交省がリーダーとなって関係機関と調整し進めてほしい。
- ③計画変更の内容はほぼ適切と思われるが、これをいかに防災の視点から実施効果を高めていくかが重要。住民生活に対する視点、配慮した整備をしてほしい。

### <東北地方整備局の考え方>

川や水と流域で生活されている方々の生活は密接に関係しており、安心して生活できるよう関係機関や住民の方々と情報を共有し、連携を図りながら河川整備や管理を行っていきます。なお、今回の整備計画【変更案】においても、以下の考え方を盛り込んでいます。

### <整備計画【変更案】における考え方>

#### 1.2 計画の基本理念【変更案 2頁】

鳴瀬川をとりまく現状を踏まえ、河川整備基本方針に基づき、地域の個性と活力、歴史や文化が実感できる川づくりを目指すため、以下の3点を基本理念に②③関係機関や地域住民との情報共有、連携の強化を図りつつ、治水、利水、環境に関わる施策を総合的に展開します。

- ①安全で安心が持続できる鳴瀬川
- 大崎耕土を支え①②③地域の生活にとけ込んだ自然にふれる水辺として
- 川が伝えるふるさとの姿にふれる場として

#### 5.河川の整備の実施に関する事項 / 4 河川整備の重点的、効果的、効率的な実施【変更案 132頁】

①②③計画の進捗状況や社会情勢、地域の要請等に変化が生じた場合は、計画のフォローアップを行い、必要に応じて見直しを行って効果的な河川整備を実施します。

そのためには、治水、利水、環境に関する河川整備の目標を念頭に置き、鳴瀬川の現状や地域の要望等の把握に努めて評価改善を行い、地域のシンボルとなる川づくりを常に目指します。

### ◆項目：治水 意見分類：②河口部の堤防整備の考え方

- ①上流の堤防ができると下流の弱いところが被害を受けるので頑丈な堤防を作してほしい。
- ②河口付近、特に排水場付近の堤防破壊が酷い。津波に対して不十分であった。
- ③堤防断面について、天端幅の拡大や裏法勾配を3割にするなど、強固な堤防断面を検討してほしい。

#### <東北地方整備局の考え方>

河口部においては、洪水に加えて高潮及び津波からの被害を防止するため、東北地方太平洋沖地震後の河川堤防の耐震対策に関する技術的知見も踏まえた対策を実施します。また、施設計画上の津波を上回る津波に対しては、構造上の工夫を行います。なお、整備計画【変更案】においても、以下の考え方を盛り込んでいます。

#### <整備計画【変更案】における考え方>

#### 4.河川整備の目標に関する事項 / 4.1.2(3) 高潮・津波への対応【変更案 74頁】

河口部においては、洪水に加えて高潮及び津波からの被害の防止又は軽減を図ることを目標とします。

津波対策の構築に当たっては、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「最大クラスの津波」と、構造物によって津波の侵入を防ぐ海岸保全施設等の整備を行う上で想定する「施設計画上の津波」の二つのレベルの津波を想定しています。鳴瀬川水系では「施設計画上の津波」として、隣接する海岸堤防計画と同じ明治三陸地震規模の津波を対象に、海岸堤防やまちづくり等との整合を図りながら、浸水被害を防止します。

#### 5.河川の整備の実施に関する事項 / 1.1 (1) 1) 堤防の量的整備【変更案 80頁】

河口部については、洪水に加えて高潮及び津波からの被害の防止又は軽減を図るため、必要となる堤防整備を実施します。堤防整備にあたっては、「施設計画上の津波」を上回る津波に対する構造上の工夫をしていくとともに、東松島市の復興まちづくり計画（平成24年12月策定）との整合を図り、まちづくりと一体となった減災対策を進めていきます。

### 【参考】堤防設計の基本方針

●堤防は**盛土により築造**することを原則とする。……………(河川管理施設構造令第19条)

→ 工費が低廉、劣化現象が起きにくい、嵩上げ・拡幅・補修等工事が容易、基礎地盤と一体となりなじみやすい。

●地震・津波に対して**粘り強い構造**とする。

→ ・堤防法面は3割・一法を基本とする。……………(河川堤防設計指針:H19.3.23改正)

・高潮や津波による影響を考慮し、必要な区間においてコンクリート等により堤体を被覆する。

……………(河川管理施設構造令第28条)

・堤体の侵食・市街地への逆流防止のため川前に護岸を設置する。……(河川管理施設構造令第19、25条)

・地震・津波に対して壊れても、二次災害を起こさないよう必要に応じて耐震等の対策を行う。

……………(河川堤防設計指針:H19.3.23改正)

●新堤防を築造する場合は**軟弱地盤等基礎地盤の不安定な箇所は極力避ける**。

→ 旧川跡や川を埋土する等基礎地盤の不安定箇所は、極力避ける。なお、旧堤防拡築の場合は、一般的に安定している川表を活かし川裏腹付を基本とする。……………(液状化等による堤防の被災実績より)

●堤防背後の**復興街づくり計画等に配慮**する。

→ 堤防設計に当たっては、市が進める復興の事業に配慮する。……………(河川津波対策について)

### ◆項目：治水 意見分類：③堤防の耐震対策

○耐震効果の効果が確認された堤防があるので、時間がかかっても堤防の大部分について耐震工事を実施した方が良い。

#### <東北地方整備局の考え方>

堤防の耐震対策については、区間ごとに安全性の点検を行ったうえで、必要な対策を実施します。なお、今回の整備計画【変更案】においても、以下の考え方を盛り込んでいます。

#### <整備計画【変更案】における考え方>

#### 4.河川整備の目標に関する事項 / 4.1.2(5) 大規模地震への対応【変更案 75頁】

東北地方太平洋沖地震において、液状化等により広範囲かつ相当数の河川管理施設が損傷したことを踏まえ、地震や津波によって損傷や機能低下のおそれのある河川管理施設について、耐震性能照査等を行った上で必要な対策を実施し、地震後の壊滅的な被害を防止します。

#### 5.河川の整備の実施に関する事項 / 1.1 (1) 2) 堤防の質的整備【変更案 86頁】

これまでの高さや幅等の量的整備（堤防断面確保）に加え、質的整備として、浸透に対する詳細点検や平成24年7月九州降雨災害の堤防決壊・越水被害等を受けて実施した緊急点検、東北地方太平洋沖地震後の河川堤防の耐震対策に関する技術的知見も踏まえた地震等に対する安全性の点検等を行い、特定区間など背後地の人口・資産等を踏まえ、必要に応じた対策を実施します。

# ご意見に対する考え方等について ③堤防の耐震対策

## 【参考】堤防の耐震対策への取組

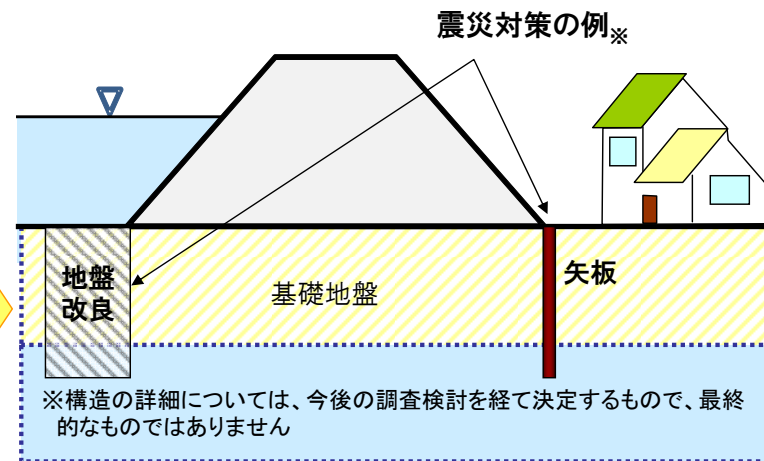
### ◆堤防等における耐震点検・対策



東北地方太平洋沖地震による堤防被災事例



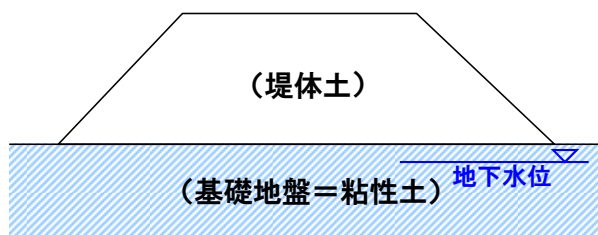
堤防被災の原因調査状況



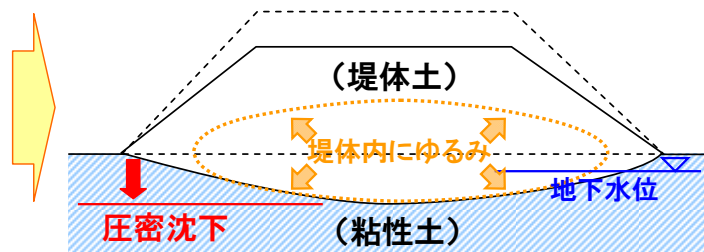
堤防基礎地盤の耐震(液状化)対策イメージ

### ◆東北地方太平洋沖地震で確認された閉封飽和域の堤防の液状化による被災過程

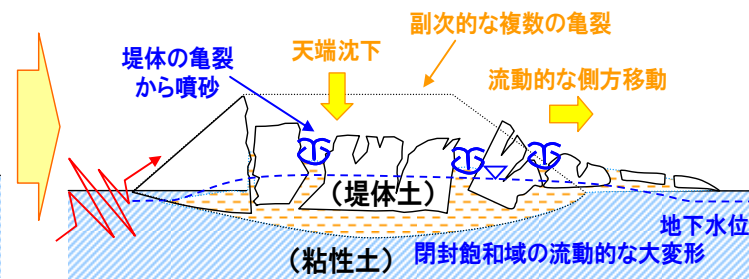
①新たに堤防の盛土を施工する際は、十分な締め固めを実施



②築堤後、年数の経過により基礎地盤が圧密沈下し、堤体内部にゆるみが発生



③地震動により閉封飽和域の間隙水圧が上昇し液状化による大変形(法面部の側方移動や法尻部のはらみ出し等)が発生



### ◆項目：水利・環境 意見分類：⑤人と河川とのふれあいの場の整備

- ①災害対策とともに、ふるさとの大切な資源である川と人が共存する方法も考慮いただきたいです。散歩や川遊びの場があるとうれしいです。
- ②東日本大震災で損傷を受けた箇所の早期復旧を行い、水辺でのレクリエーション施設を作ったり景観を含めた河川整備を望みます。
- ③震災からの早期復興を進め、地域住民の憩いとなる河川整備を望みます。

#### <東北地方整備局の考え方>

これまでの流域の人々と鳴瀬川との関わりを考慮しつつ、豊かな自然環境を後世に引き継ぐよう努めます。また、地域からの要望に配慮し、県や市町村等と連携しながら河川空間の整備を行います。なお、整備計画【変更案】においても、以下の考え方を盛り込んでいます。

#### <整備計画【変更案】における考え方>

##### 5.河川の整備の実施に関する事項 / 1.3(1) 動植物の生息・生育・繁殖環境の保全【変更案 99頁】

河川環境の整備と保全に関しては、これまでの流域の人々と鳴瀬川の関わりを考慮しつつ、鳴瀬川の流れが生み出す良好な河川景観を保全するとともに、多様な動植物が生息・生育する豊かな自然環境を後世に継承するよう努めます。

##### 5.河川の整備の実施に関する事項 / 1.3(4) 人と河川とのふれあいの場の整備【変更案 102頁】

河川空間の整備にあたっては、河川環境管理基本計画のブロック別管理方針を踏まえたうえで空間配置を定め、その配置に対応する空間整備と拠点整備を実施します。さらに、河川が持つ豊かでうるおいのある河川空間を維持・保全するため、地域からの要望に配慮し、県や市町村等と連携しながら、水辺の楽校等の整備を行います。

### ◆項目：維持管理 意見分類：⑥河口部の維持管理

- ①河口を大きくすれば洪水が流れやすくなると思うので、そういった洪水時の影響も考慮して、砂州を含めた河口部への対応を考えてもらいたい。
- ②昭和61年の洪水時において消失された砂州は3ヶ月で戻ったが、今回の場合、年月が経っても砂州が戻っていないことからもう戻ることはないのではないか。
- ③浜市漁港を利用していくためにも、河口部の砂州については、モニタリングのみでなく具体的な対応をお願いしたい。

#### <東北地方整備局の考え方>

東北地方太平洋沖地震・津波に伴う河口域における砂州の消失を含めた大きな地形変化については、今回の整備計画【変更案】において以下の考え方を盛り込んでいます。

なお、北上運河内に位置する浜市漁港の漁港内及び航路筋への堆砂に関しては、漁港管理者である東松島市や、北上運河の管理者である宮城県など関係機関へ、鳴瀬川河口部における砂州のモニタリング結果等の情報提供に努めます。

#### <整備計画【変更案】における考え方>

##### 5.河川の整備の実施に関する事項 / 2.1 2) 河川状況の把握【変更案 107頁】

東北地方太平洋沖地震や津波による侵食等に伴い発生した広域的な地盤変動や河口の地形変化については、洪水の流下能力、塩水遡上、動植物の生息・生育環境、河口周辺の侵食、津波の遡上、高潮による波浪の打上げ、船舶の航行等に影響することから、これらの影響項目との関連を踏まえて、今後の動向についてモニタリングを実施するとともに、長期的に河川管理上の支障が予想される場合には必要な対策を実施します。

### ◆項目：維持管理 意見分類：⑦河川空間の維持管理

①ゴミ等が多く、取締りを強化すべきである。

②マナーアップの向上対策をしてほしい。

#### <東北地方整備局の考え方>

ご意見の内容については、今回の整備計画【変更案】において、以下の考え方を盛り込んでいます。

特に、ゴミの不法投棄については、これまでも確認時に警察と現地立会を行い、必要に応じて看板の設置や、規制柵の設置を行うなどの対応をしています。今後も、河川巡視等により発見した不法投棄に対しては、ただちに警察に通報し原因者の特定に努めます。

#### <整備計画【変更案】における考え方>

##### 5.河川の整備の実施に関する事項 / 2.1(5) 2)不法占用・不法投棄対策【変更案 116頁】

不法占用対策については、河川巡視における①早期発見に努め、すみやかな是正措置を講じるとともに、関係機関と連携し不法占用の未然防止に努めます。

不法投棄対策については河川巡視の強化や河川情報カメラの活用により状況把握を行うとともに、民有地の場合は所有者の協力を得ながら①②不法行為を行っている者への適正な指導を行い、悪質な行為に対しては関係機関と連携して、必要に応じた不法行為防止対策を講じます。また、②ゴミマップを公表し、ゴミ問題に関する意識の啓発を行うほか、①②看板を設置する等、適切な対策を講じます。

##### 5.河川の整備の実施に関する事項 / 2.1(5) 4)河川愛護の啓発【変更案 117頁】

②鳴瀬川が地域住民の共通財産であるという認識のもとに、河川について理解と関心を高め、良好な河川環境の保全・再生を積極的に推進し、河川愛護について広く地域住民に周知を図る必要があります。このため、クリーンアップ活動や河川愛護活動について、市町村等との連携、地域住民やボランティア団体等と協力しながら進めるしくみをつくり、住民参加による河川清掃や河川愛護活動の推進を図ります。



# ご意見に対する考え方等について ⑦河川空間の維持管理

## 【参考】不法投棄等に対する取り組み事例

- 不法投棄物が発見された場合、必要に応じて警察へ通報、合同で現地立会を実施し、原因者の特定に努めています。
- 積極的に記者発表を行うとともに、不法投棄への警告看板設置等により、自主撤去を促し、再発防止に努めています。

### ■不法投棄物対応事例

鳴瀬川(木間塚大橋)における廃タイヤの不法投棄

発見日時：平成23年11月7日  
(河川巡視員が現地確認)

不法投棄の発見(河川巡視等)



警察へ通報



記者発表

警察との現地立会



警告看板の設置(警察と連名)



自主撤去を促す

不法投棄物の撤去・処分



発見された廃タイヤ8本  
(河川巡視員が現地確認)



不法投棄(廃タイヤ8本)

警察との現地立会

記者発表資料 平成23年11月7日 北上川下流河川事務所

鳴瀬川河川敷に不法投棄(廃タイヤ)を発見  
～警察に通報し現地立会します～

7日(月)午前11時、大崎市木間塚字東浦地先の鳴瀬川右岸河川敷(木間塚大橋の下)に、廃タイヤの不法投棄を確認し、警察に通報しました。明日9時より警察と現地立会を実施します。  
本投棄物は、5日(土)に地元住民による清掃活動時に発見され、7日に鹿島台出張所に通報があったものです。  
不法投棄は、「河川法」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反する行為です。今後も、河川巡視等により発見した悪質な不法行為に対しては、ただちに警察に通報し原因者の特定に努めていきます。

詳細は次のとおりです。  
①発見日時 11月7日(月)11時(河川巡視員が現地確認)  
②発見場所 大崎市木間塚字東浦地先(木間塚大橋の下)  
③投棄状況 廃タイヤ(8本※別添写真参照)  
④現地立会 大崎警察署 11月8日(火)9時より立会  
⑤その他 前回巡視の11月4日(金)には確認されず

●罰則については、以下のとおりです  
・河川法では、3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金  
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、5年以下の懲役又は1千万円以下の罰金(法人等の場合は3億円以下の罰金)に処せられる場合があります。

不法投棄に関する記者発表



警察と連名の不法投棄警告看板設置

不法投棄に関する記者発表

H23年度:8回

H24年度:5回(H24.10.24時点)

## ◆項目：維持管理 意見分類：⑧水門等の操作に関する防災危機管理

- ①今回のような津波に対しては避難を優先し設備の強化や自動化は必要ない。
- ②ゲート操作は極力無人化を進めるべきである。
- ③野蒜水門について、無人化構造や遠隔操作が出来るようにしてほしい。

### <東北地方整備局の考え方>

避難による津波の被害防止とあわせ、河川の整備・管理においては、水門及び樋門・樋管等の自動化・遠隔操作化による危機管理体制の強化を行い、被害の軽減を図る必要があります。今回の整備計画【変更案】において、以下の考え方を盛り込んでいます。

### <整備計画【変更案】における考え方>

#### 3.鳴瀬川の現状と課題 / 1.5 2)樋門・樋管等の管理【変更案 53頁】

河川管理施設の操作については、操作員の高齢化、局所的な集中豪雨、津波への対応などにより、操作頻度の増加や確実な操作・操作員の安全確保が必要となります。このため、監視・操作環境向上のための操作上屋の設置や管理の効率化のためのフラップ化に加え、河川情報システムや光ファイバーケーブルを活用した遠隔化等、河川管理の高度化による迅速、確実な対応が重要となります。

また、河口部においては、東北地方太平洋沖地震及びそれに伴う津波による被害を踏まえ、被害の軽減を図るとともに、操作員の安全確保や迅速・確実な操作のため、水門等の自動化・遠隔操作化を推進することが必要です。

#### 5.河川の整備の実施に関する事項 / 2.1(2) 2) 樋門・樋管、堰及び排水機場の維持管理【変更案 111頁】

- ②③津波に対する操作を行う必要がある河川管理施設については、操作の遠隔化や無動力化等を進めることにより、
- ①操作員の安全を確保するとともに、迅速、確実な操作により被害の軽減に努めます。

### ◆項目：維持管理 意見分類：⑨防災教育・震災経験の伝承

- ①危険水位表示板も住民の目のとどく所に設置してほしい。
- ②震災の記憶を風化させないように、後世に語り継ぐために、防災機能も兼ね備えた資料センターの整備などはできないか。

#### <東北地方整備局の考え方>

今後の河川管理においても今回の東北地方太平洋沖地震等の災害の記憶の風化を防ぐとともに、防災教育、避難行動に役立てることが重要と認識し、これまでも河川管理施設等への波到達板を設置等の取組（P19参照）を行っています。

今回の整備計画【変更案】において、以下の考え方を盛り込んでいます。

#### <整備計画【変更案】における考え方>

##### 5.河川の整備の実施に関する事項 / 2.1(10) 防災教育への支援、災害教訓の伝承【変更案 130頁】

①② どのような状況にあっても、いざ災害が発生した場合に、住民等が迅速かつ適切な避難行動をとることができるようにするためには、日常からの防災意識の向上に加えて、住んでいる地域の特徴、過去の被害の状況、災害時にとるべき行動といった防災意識の普及や、過去の災害から学んだ教訓の後世への伝承が重要です。

そのため、② 関係機関と連携して関係自治体を実施する防災訓練への積極的な支援、総合学習等を活用した防災教育への支援、多様なツールを活用した広報等を推進します。

# ご意見に対する考え方等について ⑨防災教育・震災経験の伝承

## 【参考】●危険水位、津波到達水位等の表示板設置の取り組み状況

- 災害の記憶の風化を防ぐとともに、防災教育、避難行動に役立てることを目的に、東北地方太平洋沖地震に伴う津波の遡上範囲において、**津波到達表示板を設置**。
- 水防活動支援の一環として、東北地方太平洋沖地震による広域的地盤沈下及び堤防被災等を踏まえ見直した**危険水位等の情報について、橋りょう橋脚に表示板を設置**。

・河川の水位観測所において確認された水位変動を表示する津波到達表示板の設置

津波到達表示板設置箇所(平成24年7月に設置完了)

- 鳴瀬川 4箇所 (野蒜・小野・鹿島台・竹谷)
- 吉田川 3箇所 (小野・鹿島台・幡谷)
- 旧北上川2箇所(和渚・倉埜)
- 北上川4箇所(福地・柳津・登米・大泉)
- 江合川1箇所(短台)



津波到達表示板設置事例(鳴瀬川：野蒜水位観測所)

※787cmとは、野蒜水位観測所で観測された津波到達前の水面の高さと、津波到達後の最も高い水面の高さの差分をあらわしています。

・震災後に見直した氾濫危険水位等や津波到達高の情報について、橋りょうの橋脚に表示板を設置。

表示板設置箇所(平成24年10月内に設置完了予定)

- |       |       |            |       |            |
|-------|-------|------------|-------|------------|
| ○鳴瀬川  | 危険水位等 | 6橋りょう(8箇所) | 津波到達高 | 1橋りょう(1箇所) |
| ○吉田川  | 危険水位等 | 4橋りょう(7箇所) | 津波到達高 | 1橋りょう(1箇所) |
| ○旧北上川 | 危険水位等 | 3橋りょう(3箇所) | 津波到達高 | 1橋りょう(1箇所) |
| ○北上川  | 危険水位等 | 2橋りょう(2箇所) | 津波到達高 | 1橋りょう(1箇所) |
| ○江合川  | 危険水位等 | 5橋りょう(9箇所) |       |            |



橋脚への表示板設置事例(鳴瀬川：東松島大橋)

# 意見一覧表(1/3)

分類	意見分類	地域	要約	種別	備考
全般	①河川整備計画全般	富谷町	安心して生活するための地域づくりに必要な整備計画だと思います。	投函	主
全般	①河川整備計画全般	富谷町	安心して暮らせるまちづくりには重要な整備だと思います。	投函	同
全般	①河川整備計画全般	東松島市	川や水は住民に密接に関係しており、国交省がリーダーとなって関係機関と調整し進めてほしい。	投函	主
全般	①河川整備計画全般	東松島市	計画変更の内容はほぼ適切と思われるが、これをいかに防災の視点から実施効果を高めていくかが重要。住民生活に対する視点、配慮した整備をしてほしい。	投函	主
治水	②河口部の堤防整備の考え方	東松島市	上流の堤防ができるのと下流の弱いところが被害を受けるので頑丈な堤防を作ってほしい。	意聴	主
治水	②河口部の堤防整備の考え方	東松島市	河口付近、特に排水場付近の堤防破壊が酷い。津波に対して不十分であった。	投函	主
治水	②河口部の堤防整備の考え方	東松島市	下流部の堤防断面について、天端幅の拡大や裏法勾配を3割にするなど、強固な堤防断面を検討してほしい。	投函	主
治水	②河口部の堤防整備の考え方	東松島市	河口部の河川堤防と海岸堤防の具体的な位置を教えてください。	意聴	要
治水	②河口部の堤防整備の考え方	東松島市	中下地区の堤防整備の計画について教えてください。	意聴	要
治水	②河口部の堤防整備の考え方	東松島市	背割堤の先端部を槍形にすると共に護岸など強固なものにすべき。	投函	要
治水	②河口部の堤防整備の考え方	東松島市	今回の河口部の堤防整備ではどの区間をコンクリート張りにするのか。	意聴	要
治水	②河口部の堤防整備の考え方	東松島市	吉田川右岸、鳴瀬大橋から3.6km地点の山付部間の堤防嵩上げと天端への歩道設置。	投函	要

※種別:「意聴:地域の方々の意見を聴く会」、「投函:はがき・意見募集用紙等」

※備考の「主」記載は、主な意見として整理し、同意見については備考に「同」と記載しております。

※備考の「要」記載は、詳細な整備内容等に関する質問として、意見を聴く会等で個別回答させて頂いたものもしくは、詳細な整備内容等に関する要望として、今後の実施にあたって参考とさせていただきます。

# 意見一覧表(2/3)

分類	意見分類	地域	要約	種別	備考
治水	③堤防の耐震対策	加美郡	耐震効果の効果が確認された堤防があるので、時間がかかっても堤防の大部分について耐震工事を実施した方が良い。	投函	主
治水	③堤防の耐震対策	加美町	耐震効果が確認された堤防があるのなら、その工法を広域に適用して欲しい。	投函	同
治水	④その他(治水)	東松島市	東松島市内の西福田地区と浜市付近が整備強化され、その間の小野地区付近のみが取り残されることが心配である。大雨、洪水警報が発令される毎に恐怖におびえる。かさ上げ強化していただきたい。	投函	要
治水	④その他(治水)	東松島市	吉田川右岸堤の水田への塩害対策を考慮すること。	投函	要
利水・環境	⑤人と河川とのふれあいの場の整備	東松島市	災害対策とともに、ふるさとの大切な資源である川と人が共存する方法も考慮いただきたいです。散歩や川遊びの場があるとうれしいです。	投函	主
利水・環境	⑤人と河川とのふれあいの場の整備	大郷町	東日本大震災で損傷を受けた箇所を早期復旧を行い、水辺でのレクリエーション施設を作ったり景観を含めた河川整備を望みます。	投函	主
利水・環境	⑤人と河川とのふれあいの場の整備	大郷町	震災からの早期復興を進め、地域住民の憩いとなる河川整備を望みます。	投函	主
利水・環境	⑤人と河川とのふれあいの場の整備	岩沼市	河川敷をゲートボール場などで使用できるようにしてはどうか。	投函	同
利水・環境	⑤人と河川とのふれあいの場の整備	東松島市	吉田川右岸堤を活用してサイクリング道路としての歩道の設置をしてほしい。	投函	要

※種別:「意聴:地域の方々の意見を聴く会」、「投函:はがき・意見募集用紙等」

※備考の「主」記載は、主な意見として整理し、同意見については備考に「同」と記載しております。

※備考の「要」記載は、詳細な整備内容等に関する質問として、意見を聴く会等で個別回答させて頂いたものもしくは、詳細な整備内容等に関する要望として、今後の実施にあたって参考とさせていただきます。

# 意見一覧表(3/3)

分類	意見分類	地域	要約	種別	備考
維持管理	⑥河口部の維持管理	東松島市	河口を大きくすれば洪水が流れやすくなると思うので、そういった洪水時の影響も考慮して、砂州を含めた河口部への対応を考えてもらいたい。	意聴	主
維持管理	⑥河口部の維持管理	東松島市	昭和61年の洪水時において消失された砂州は3ヶ月で戻ったが、今回の場合、年月が経っても砂州が戻っていないことからもう戻ることではないのではないかと。	意聴	主
維持管理	⑥河口部の維持管理	東松島市	浜市漁港を利用していくためにも、河口部の砂州については、モニタリングのみでなく具体的な対応をお願いしたい。	意聴	主
維持管理	⑥河口部の維持管理	東松島市	浜市漁港から船を出せるように、左岸側に突堤を設置するなど、河口部の対策をしてほしい。	意聴	同
維持管理	⑥河口部の維持管理	東松島市	鳴瀬川の河口砂州について、船も出られない状況になっているが、具体的な対応について教えてほしい。	意聴	同
維持管理	⑥河口部の維持管理	東松島市	河口が元に戻ると思い漁業を再生しているが、現状の河口では生活ができない。我々が住めるような対策をお願いしたい。地盤が40cm下がったのなら、下がった分の地盤を上げてほしい。砂が入ってこない方策をお願いします。)	意聴	同
維持管理	⑥河口部の維持管理	東松島市	河口砂州は鳴瀬川特有の現象で毎日増えており漁業者にとって水路を確保する事は死活問題であり抜本対策を以前から要請していた。	投函	同
維持管理	⑥河口部の維持管理	東松島市	鳴瀬大橋から上流の右岸の砂が溜まってきているが、地域での夏祭り等で流灯が上手く流れないため、何らかの対応をしてもらえないか。	意聴	要
維持管理	⑦河川空間の維持管理	岩沼市	ゴミ等が多く、取締りを強化すべきである。	投函	主
維持管理	⑦河川空間の維持管理	岩沼市	マナーアップの向上対策をしてほしい。	投函	主
維持管理	⑦河川空間の維持管理	東松島市	震災後の計画の中で鳴瀬川河口に橋をかけて湾岸道路を作るという話が出ていないのか。また、近い将来橋が必要となった時に今回の堤防構造は上に橋を架けることが可能な構造なのか。	意聴	要
維持管理	⑧水門等の操作に関する防災危機管理	東松島市	今回のような津波に対しては避難を優先し設備の強化や自動化は必要ない。	投函	主
維持管理	⑧水門等の操作に関する防災危機管理	加美町	ゲート操作は極力無人化を進めるべきである。	投函	主
維持管理	⑧水門等の操作に関する防災危機管理	東松島市	野蒜水門について、無人化構造や遠隔操作が出来るようにしてほしい。	投函	主
維持管理	⑨防災教育・震災経験の伝承	東松島市	危険水位表示板を住民の目のとどく所に設置してほしい。	投函	主
維持管理	⑨防災教育・震災経験の伝承	松島町	震災の記憶を風化させないように、後世に語り継ぐために、防災機能も兼ね備えた資料センターの整備などはできないか。整備計画メニューの早期着手をお願いします。	投函	主
維持管理	⑨防災教育・震災経験の伝承	石巻市	津波到達表示板に記された787cmはどの地点が0cmか分かるようにしてほしい。	投函	要

※種別:「意聴:地域の方々の意見を聴く会」、「投函:はがき・意見募集用紙等」

※備考の「主」記載は、主な意見として整理し、同意見については備考に「同」と記載しております。

※備考の「要」記載は、詳細な整備内容等に関する質問として、意見を聴く会等で個別回答させて頂いたものもしくは、詳細な整備内容等に関する要望として、今後の実施にあたって参考とさせていただきます。